平成17年10月1日 告示第10号

(目的)

第1条 この要綱は、特定疾患等患者又はその保護者に特定疾患等患者見舞金(以下「見舞金」という。)を支給することにより、これら患者とその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「特定疾患等患者」とは、群馬県で実施する特定医療費及び小児慢性特定医療費の対象となる疾患で、現に群馬県が実施している医療給付を受けている者及びこれに準ずると町長が認めた者又は人工肛門若しくは人工膀胱の手術を受けた者(以下「受術者」という。)をいう。
- 2 この要綱において「保護者」とは、親権者又は親権者に代わる者で、現に患者を扶養 し、かつ、世帯を同じくしているものをいう。

(平27告示30·一部改正)

(受給資格者)

第3条 見舞金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、本町に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている特定疾患等患者又はその保護者とする。

(平24告示51・一部改正)

(受給の申請)

第4条 見舞金の支給を受けようとする者は、特定疾患等患者見舞金受給申請書(様式第 1号)に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

(支給の決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請内容を審査の上、支給の可 否を決定し、特定疾患等患者見舞金支給決定通知書(様式第2号)又は特定疾患等患者 見舞金受給申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(見舞金の額)

第6条 見舞金の額は、患者1人につき1万2,000円とする。ただし、患者1人につき1回に限るものとする。

(平27告示30・全改)

(見舞金の支給)

第7条 町長は、見舞金の支給決定後、速やかに申請者に見舞金を支給するものとする。 (平27告示30・全改)

(見舞金の返還)

第8条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受給者に既に支給

した見舞金を、特定疾患等患者見舞金返還指令書(様式第4号)により返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な方法により見舞金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(平27告示30・旧第9条繰上)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(平27告示30・旧第12条繰上)

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町特定疾患等患者見舞金支給要綱 (平成13年月夜野町要綱第3号)、水上町特定疾患等患者見舞金支給要綱(平成13年水 上町要綱第1号)又は新治村特定疾患等患者見舞金支給要綱(平成13年新治村要綱第1 号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日告示第19号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月4日告示第51号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成27年3月27日告示第30号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、 これを取り繕って使用することができる。